

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
給与支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	○
市職員服務管理事務 (教育)	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理するとともに、法令等に基づく懲戒分限処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	市職員、利害関係人	○	○			○	○	
市職員人事記録事務 (教育)	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市職員の個人情報の収集と、採用から退職までの異動、昇給歴等を記録、保管し、もって人事管理に資するもの	市職員（退職者含む）	○	○	○	○	○	○	○
市職員の任免、異動事務 (教育)	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	人員配置管理等を適切に実施し、もって市行政の効率的かつ適正な運営に資するもの	市職員	○	○	○	○	○	○	
市職員公務災害事務 (教育)	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市職員の公務災害及び通勤災害に伴う認定請求、療養補償事務	市職員（非常勤職員、パート職員含む）	○	○	○		○	○	
非常勤職員等の社会保険事務 (教育)	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日 平成28年1月1日	社会保険の加入・脱退手続及び掛金の徴収、負担金の納入	非常勤職員等（パートタイマーを含む）	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
非常勤職員等の労働保険事務(教育)	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日 平成28年1月1日	労災適用事業所に勤務する非常勤職員等(パートタイマーを含む)の労災加入手続、雇用保険の加入・脱退手続、各保険料の納入事務。	非常勤職員等(パートタイマーを含む)	○						
教育委員会会議運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日	教育委員会会議の日程調整、委員の招集、並びに会議録の作成に関すること。	教育委員及び元教育委員	○	○	○		○	○	
教育委員任免業務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日	教育委員の任免・履歴に関する事務のデータ管理。	現、元教育委員	○	○	○	○			
会計年度任用職員雇用管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成10年4月1日 令和2年4月1日	事務の効率的処理のため、また、職員の休業等の代替職員等として、会計年度任用職員の雇用を管理するもの。	会計年度任用職員(希望者含む)	○	○	○	○	○	○	
教育委員会指定管理者審査選定委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成26年4月1日	指定管理者の選考方法案、候補者等について審議するため、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置された委員会を適正かつ円滑に運営することを目的とする。なお、委員名と肩書きは公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
教育委員会会議傍聴受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育総務課	平成13年5月1日	教育委員会会議を傍聴しようとする者に対して傍聴券の交付を行う。	傍聴人	○						

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市教育行政点 検評価委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 教育政策室	平成20年11月6日	さいたま市教育行政点検評価委員会を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。委員会は公開とする。委員の氏名と所属団体名等を公表し、名簿は総務課に報告する。	委員会委員	○	○				○	
		平成30年4月1日									
行政財産目的外使用申 請・許可事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 学校施設管 理課	平成13年5月1日	学校施設・用地を目的外に使用するため、さいたま市財産規則に基づき、目的外使用申請を受け付け、許可を行う。収集した個人に関する情報は当該学校等と共有する。	申請者	○	○					
		令和4年4月1日									
学校施設用地との境界 確認事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部 学校施設管 理課	平成13年5月1日	不動産登記法第11条に規定される学校用地の不動産登記の保全のため、学校用地の隣接地所有者との境界確認を行う事務。収集した個人に関する情報は資産経営課と共有する。	申請者	○		○			○	
		令和4年4月1日									
教科用図書無償給与事 務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	平成13年5月1日	法律、規則等の規定により、国、県及び市教育委員会、義務教育諸学校の校長が役割分担し、児童生徒に対する教科書の給与を行う。	学齢児童生徒及び就学予定者	○	○					
		平成13年5月1日									
小・中学校通学区域審 議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	平成13年5月1日	小・中学校の通学区域に関し、委員会の諮問に応じて必要な調査及び検討を行う。	さいたま市立小・中学校通 学区域審議会委員	○	○	○				
		平成24年4月1日									
学齢簿編製事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	平成13年5月1日	学齢児童生徒や就学予定者の就学義務の発生とその履行状況を把握し、就学に関する書類を交付して、義務教育の完全実施を確保する。また、学齢簿の情報は、必要に応じて教育委員会、市立小・中・特別支援学校・中等教育学校内での利用に供する。	学齢簿に登録すべき児童生 徒及びその保護者	○	○				○	○
		令和5年4月1日									

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
外国人学校児童生徒保護者補助金事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	平成13年5月1日 令和3年2月1日	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために補助金を交付する。	申請者及び申請者と同一世帯の者	○	○	○		○		
入学準備金奨学金貸付返還事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	平成13年5月1日 令和1年9月1日	進学を意欲を有する者で、経済的な理由により修学困難な者のために入学準備金若しくは奨学金を貸付け、有用な人材を育成する。なお、返還金の滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。	入学準備金・奨学金の申請者又は貸付者及び貸付者の連帯保証人。	○	○	○		○		
交通遺児等奨学金支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	平成13年5月1日 令和3年2月1日	父母等が交通事故により死亡し又は心身に著しい障害がある状態となった場合において、その遺児等の保護者に対して奨学金を支給する。	小中特別支援学校等児童生徒の保護者	○	○	○		○	○	
就学援助認定・支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	経済的理由で就学が困難な、小中学校の児童生徒を持つ世帯に対し、学用品費や給食費、医療費等を助成する。	小学校・中学校在学の児童・生徒を持つ保護者	○	○	○		○	○	
遠距離通学費補助金交付事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	平成27年4月1日 平成31年4月1日	さいたま市立小学校に就学し、遠距離通学している児童の保護者の経済的負担を軽減するため、遠距離通学費補助金交付要綱に基づき、通学費の補助を行う。	補助金申請者	○	○	○		○		
さいたま市通学路防犯カメラシステム管理運用に関する事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	令和2年3月13日	さいたま市通学路における犯罪の防止を図ることを目的として、通学路防犯カメラを設置しその管理運用を行う。また、撮影した画像データについて、刑事罰規定の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、警察への捜査協力のため、画像データを提供する。	さいたま市通学路防犯カメラの設置場所周辺の不特定多数の人				○			

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
大学進学等「夢」支援	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 学事課	令和6年4月1日	大学等進学「夢」支援は、自身が持つ夢や志を叶えようとする熱意があるものの、世帯収入が少なく、進学を諦めざるを得ないような学生に対し、大学等の受験料と合格後の入学一時金を支給することで進学を後押しすることを目的とする。世帯の収入、学力評定、作文を総合的に審査し、支給対象者30人を決定する。収集した、大学進学等「夢」支援の申請に関する情報は、二重支給を避けるため、申請者の同意を得て子育て支援課と共有する。	大学進学等「夢」支援の申請者及び生計維持者	○	○	○		○		
会計年度任用職員・臨時職員・非常勤職員雇用管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員人事課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	学校教育における基礎学力の向上ときめ細やかな指導の充実のため、また職員の休暇等の代替職員として会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤職員を雇用・管理するもの。	会計年度任用職員・臨時職員・非常勤職員（希望者を含む）	○	○		○	○	○	
教職員服務管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員人事課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	小・中・特別支援学校の教職員に関する各休暇・研修等の承認、勤務状況の把握等服務を管理する事務を行う。	小・中・特別支援学校の教職員	○	○	○	○	○	○	
教職員人事管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員人事課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	小・中・特別支援学校の教職員の採用、退職、休職等任免に関する事務、人事異動に関する事務のほか、異動、昇給歴を記録、保管する。また、人事名簿及び所属等の情報は、必要に応じて教育委員会、市立小・中・特別支援学校・中等教育学校内での利用に供する。	小・中・特別支援学校の教職員（退職者を含む。）及び受験申込者	○	○	○	○	○	○	
教職員選考試験手続事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員人事課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	小・中・特別支援学校の教職員の在外教育施設派遣及び青年海外協力隊派遣の選考に伴う受験手続きを文部科学省及びJICAに行う。	小・中・特別支援学校の教職員	○	○	○	○	○		
叙勲・教職員表彰事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員人事課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	教育の振興に関し、特に功績顕著な者の功労を称え表彰する。	学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著である教職員（退職者を含む）	○	○			○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
教職員安全衛生管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員 人事課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	教職員の安全衛生管理として、健康診断、健康審査会、公務災害事務等を行う。	教職員	○	○	○	○	○	○	
学校徴収金口座振替事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員 人事課	平成13年5月1日	さいたま市立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）における、保護者から徴収する費用（学校徴収金）について、口座振替の申請を受け付け、預金口座振替の申込を銀行にを行う。	児童・生徒及び保護者	○		○				
給与支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員 給与課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	教職員（含む退職者）、非常勤職員	○	○	○		○	○	○
住民税等の控除事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教職員 給与課	平成29年4月1日 平成30年4月1日	教職員に支給する給与から、住民税、社会保険料、共済組合の掛金、財形積立額、団体生命保険料等を控除するために、関係機関との間で必要な情報を収集又は提供する。	教職員（含む退職者）、非常勤職員	○	○	○	○	○	○	
各種スポーツ大会出場選手助成事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市及び県の代表として全国・関東大会に出場した場合に補助金を交付する。	全国・関東大会出場者	○	○	○				
研修・講習・派遣等推薦事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	県・文部省の研修等への参加者の推薦に関する事務	公立小・中・高等学校教員	○	○					

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
外国語指導助手関係事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	語学指導等を行う外国語指導助手の受入れ、契約、活用等に関する事務	外国語指導助手 (ALT)	○	○	○	○	○	○	
学校教育指導事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	学校教育活動をより充実させ、円滑に推進するため各種表簿等を作成し教育指導を行う。このうち必要な表簿等については県に報告する。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	児童・生徒、受検者、入学志願者及びその保護者	○	○	○	○	○		
日本語指導員派遣事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	日本語指導を必要とする児童生徒に対して日本語指導員を派遣し、当該児童生徒の適応を促すもの。	日本語指導を必要とする児童生徒及び日本語指導員	○	○	○	○	○	○	
海外派遣受入事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	中学・高校生・教職員の海外派遣受入研修等に係る事務	海外派遣者・引率者・応募者・ホストファミリー・保護者・実施委員会委員	○	○	○	○	○		
教育実習等庶務事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	教育実習生受け入れの承認に関する事務	教育実習生	○	○					
理科観察実験支援事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成21年4月1日 令和6年4月1日	学校の教育活動における補助的役割を担当する観察実験アシスタントに関する事務	観察実験アシスタント	○	○	○	○			

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
アシスタントティーチャー事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成22年3月18日 令和6年4月1日	大学生による学校支援ボランティア。児童生徒へのきめ細かな学習支援を実現するとともに、教員を目指す大学生の意欲や資質の向上を図る。	アシスタントティーチャー応募者	○	○		○			
グローバル・スタディ科非常勤講師派遣	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成28年1月15日 令和6年4月1日	さいたま市グローバル・スタディ科非常勤講師取扱要領に基づき、学校における英語教育「グローバル・スタディ」を担当する非常勤講師を派遣する事業。	グローバル・スタディ科非常勤講師登録者	○	○	○	○		○	
さいたま市英語教育推進委員会	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成27年5月26日 令和6年4月1日	英語教育推進委員会設置要綱に基づき設置された推進委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	推進委員	○		○				
外部講師への報償費支払い事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	教育課程指導課が主催する教員向け研修等における外部講師、及び各学校における研究等の推進のため各学校が招聘する外部講師の報償費の支払いに関する事務を行う。	教育課程指導課又は各学校が招聘する講師	○	○	○				
中学校体育大会外部審判事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	学校の教育活動における各体育大会における外部審判の謝金に係わる事務	各体育大会で審判業務を行う者	○		○				
自然の教室推進事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成14年8月31日 令和6年4月1日	さいたま市立小学校第5学年で就学援助の必要な児童が自然の教室に参加する際の食費を補助する。	さいたま市立小学校第5学年 就学援助の必要な児童	○		○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
赤ちゃん・幼児触れ合い体験事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成24年4月1日 令和6年4月1日	赤ちゃん・幼児触れ合い体験の充実のために、ボランティア親子を募集し、市内各中学校へ紹介する。	親子ボランティア登録者	○					○	
道徳教育推進委員会	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成20年7月15日 令和6年4月1日	さいたま市の道徳教育の推進・充実に資するため開催する委員会に関し、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	推進委員会委員	○		○				
部活動サポーター派遣事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	さいたま市立小学校・中学校・高等学校の部活動に対して、顧問教諭の協力者として地域の人材の中から専門的指導力を備えた「部活動サポーター」(有償ボランティア)を派遣し、小学校・中学校・高等学校の部活動の充実と振興を図る。	さいたま市立小学校・中学校・高等学校の部活動サポーター	○	○	○			○	
夢工房 未来くる先生ふれ愛推進事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成21年12月18日 令和6年4月1日	文化芸術及びスポーツ等の分野において実績がある方を講師として各学校に派遣することを通して、子どもたちの好奇心や望ましい勤労観や職業観などを育成する。	未来くる先生講師リスト登録者及び学校長が推薦する講師	○	○	○	○			
学校教育活動広報事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	令和2年4月1日 令和6年4月1日	学校教育活動を充実させるため、写真や動画、文書等を作成し広報活動等を行う。必要に応じて、報道機関等に提供する。	教職員、児童・生徒とその保護者	○	○				○	
協働学習用ソフトウェアの使用における学籍情報及び学習の記録管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	令和3年4月1日 令和6年4月1日	学校教育法施行令に基づく児童生徒の学籍情報と学習の記録を外部サーバで管理し、ソフトウェアを使用し、児童生徒の教育に活かす。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	さいたま市内に在籍している小・中・特別支援学校の児童生徒	○	○					

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
部活動指導員事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成30年4月1日 令和6年4月1日	さいたま市部活動指導員取扱要領に基づき、部活動に関する職務を行う部活動指導員を市立中学校に配置し、部活動を充実及び活性化させるとともに、教員の負担軽減を図る。	部活動指導員	○	○	○	○			
各種文化部大会出場選手助成事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	市及び県の代表として全国・関東大会に出場した場合に補助金を交付する。	全国・関東大会出場者	○	○	○				
さいたま市イングリッシュ・キャンプ事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	平成29年4月1日 令和6年4月1日	英語に対する興味・関心の高いさいたま市立小・中・中等教育学校の児童生徒を対象に、さいたま市立高等学校の生徒とともに英語を中心とした体験活動を行う事業。	児童・生徒とその保護者	○			○	○		
SAITAMA Jr. プロモーター事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	令和6年4月1日	児童生徒が身に付けた英語を生かし、世界に向けて、さいたま市や日本の魅力をプロモートする役割を担う等、社会参画の経験を積むことを目的とした事業。	児童・生徒とその保護者	○						
さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	令和5年6月20日 令和6年4月1日	子どもたちが、地域の中で自分の興味に応じてスポーツや文化活動を楽しむ環境を構築するための実践研究することを目的とする。	さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会の委員	○	○	○				
就学支援委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室	平成13年5月1日 令和2年7月16日	就学支援委員会の委員を任命し、運営に係る事務を行い、適切な就学支援をすすめる。	就学支援委員	○	○	○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
就学支援事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室	平成13年5月1日 令和2年7月16日	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適切な就学支援をすすめる。	就学支援を受ける児童・生徒	○	○				○	
上肢障害児音楽教材貸付	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室	平成13年5月1日 平成30年4月1日	上肢に障害があり、縦笛の演奏に障害をきたす児童生徒の保護者に貸与し、改良した縦笛を貸与し演奏を可能にする。	改良笛の貸与を受けた者	○					○	
特別支援教育就学奨励費支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室	平成13年5月1日 平成31年4月1日	さいたま市立の小・中・中等教育学校（前期教育課程）に在籍する児童生徒及び通級における指導を受ける児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために負担能力に応じて奨励費を支給する。	特別支援教育就学奨励費の支給を希望する児童生徒とその保護者	○	○	○		○	○	
医療的ケア取扱事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室	平成13年5月1日 平成31年4月1日	さいたま市立の小・中・中等教育学校（前期教育課程）及び特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、保護者に代わって一部医療行為を行うために、医療的ケア委員会を開催し、適正な医療的ケアが行われるようにする。	医療的ケアを必要とする児童・生徒	○			○		○	
市立学校における個に応じた指導事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室	平成19年4月1日 令和5年4月1日	通常の学級に在籍し教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、個に応じた指導の充実を図る。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでのデータ分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	教育的支援を要する幼児児童生徒とその保護者	○	○		○	○	○	
特別支援学校・特別支援学級等管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室	平成13年5月1日 令和5年4月1日	特別の教育課程を編成し、個に応じた指導の充実を図る。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでのデータ分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	特別支援学校、特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒とその保護者	○	○		○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
特別支援教育相談事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室	平成13年5月1日 令和5年4月1日	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が適切な支援を受けることができるようにすることを目的として、本人保護者または教職員を対象として、相談や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携及び情報の共有を図る。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでのデータ分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及びその保護者	○	○		○	○	○	
学校生活指導員関係事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）において、悪質ないじめ問題や非行問題行動等に適切かつ迅速に対応し、児童生徒の健全育成及び学校の秩序維持を図る。さいたま市学校生活指導員設置要綱に基づき、学校生活指導員に関係する事務をおこなう。	学校生活指導員	○	○	○	○		○	
児童生徒事故対応事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	さいたま市立小・中・特別支援・中等教育学校（前期課程）の児童生徒に係る、いじめ、暴力行為、負傷、疾病、事故等に関して、保護者からの相談や各学校からの報告を受け、助言・指導を行う。必要に応じて、関係機関に情報を引き継ぐ。	さいたま市立小・中・特別支援・中等教育学校（前期課程）の児童生徒の事故等に関連した者	○	○	○	○	○	○	
いじめのない学校づくり推進委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	平成27年3月27日 令和6年4月1日	いじめの防止等に関する調査研究、いじめの事案に関する調査、重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う際に、必要に応じて、教育委員会事務局内の関係各課との連携及び情報の共有を図る。委員には、報酬を支払う。	市立学校に在籍しているまたは在籍していた児童生徒及びその保護者、いじめのない学校づくり推進委員会の委員	○	○	○	○	○	○	
いじめの問題に係る講演運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	平成29年4月1日 令和6年4月1日	市内全域に、「いじめを許さない、見逃さない、起こさせない」という機運の醸成、定着を図るため、いじめ撲滅の具現化に向けた取組（さいたま市ストップいじめ！子どもサミット・指導主事研修会等）を行う。講演を行った講師には報償費を支払う。	いじめの問題に係る講演講師及び参加者	○	○	○	○	○		
人間関係プログラム運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	平成17年4月28日 令和6年4月1日	さいたま市立小・中学校及び中等教育学校（前期課程）の児童生徒の人間関係に起因する課題の解決を目指し、児童生徒自身が、人と接する際に必要な力を身に付けることを目的とした「人間関係プログラム」を推進する。小学3年生以上の児童生徒には心と生活のアンケートをおこなう。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立学校の児童生徒	○	○	○	○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
スクールロイヤー等専門家チーム事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	令和1年8月27日 令和6年4月1日	市立学校において、いじめ予防教育、いじめ問題への学校の適切な対応等における教職員研修、生徒指導等に関する学校からの法的相談への対応等の業務に資するため、学校に対する保護者や地域住民からの要望など、対応困難な問題の解決等のための支援を行うため、法律や心理等の外部専門家チームを置く。スクールロイヤー等専門家チームには、謝金を支払う。	市立学校に在籍しているまたは在籍していた児童生徒及びその保護者、スクールロイヤー等専門家チーム	○	○	○	○	○		
教育相談事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市に在住・在学する幼児から高校生及びその保護者、または教職員を対象として、教育上の様々な相談を受けるとともに、カウンセリングを行う。必要に応じて、関係機関へ、対象者に係る情報を引き継ぐ。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	教育相談申込者、当事者、教育相談記録に記録される第三者	○	○		○	○	○	
会計年度任用職員雇用・管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	平成13年5月1日 令和4年11月18日	教育相談体制の充実のため、会計年度任用職員を、さいたま市内の市立学校及び教育相談室に配置し、雇用・管理するもの。	会計年度任用職員（採用希望者を含む）	○	○	○	○	○	○	
心のサポート推進事業運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	平成26年3月27日 令和5年4月1日	学校生活に関わる不安や悩みなどへの対応や不登校児童生徒等の社会的自立に向けた支援を行うとともに、複雑化・多様化する児童生徒の状況に対し早期発見・早期対応するため、家庭・地域と連携し予防、アセスメント、支援、ケアといった取組を段階的・総合的に展開する。必要に応じてさいたま市子ども心のサポート推進事業に係る推進員会の構成関係機関等や、アースワーク等連絡協議会に参加する民間団体等を中心に連携及び情報の共有を図る。委員・講師・医師・メンター・学生支援員には報償費を支払う。必要に応じて転学先の学校等へ対象者に係る	市立学校の児童生徒及びその保護者、心のサポート推進事業に係る委員・講師・医師・メンター・学生支援員	○	○	○	○	○	○	
臨床心理に係る実習生受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	平成29年4月1日	臨床心理に係る実習生を受け入れ、指導及び管理を行い、結果を所属元に報告する。	臨床心理に係る実習申込者	○	○		○		○	
高等学校授業料・入学料等取納事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校の授業料・入学料・進級料等の取納事務及び減免に関する事務。なお、滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。	市立高等学校及び中等教育学校の生徒及びその保護者	○	○	○		○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市立高等学校入学者選抜業務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市立高等学校へ入学を志願する受検生に対し、埼玉県公立高等学校入学者選抜学力検査を実施する。	市立高等学校を受検する受検生	○	○					○
外国語指導助手の雇用管理事務 (市立高校・中等教育学校)	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育課	平成25年7月28日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校で語学指導等を行う外国人指導助手の受入れ、契約、活用等に関わる事務	市立高等学校及び中等教育学校に勤務する外国語指導助手	○	○	○	○	○	○	
教育職員の公務災害事務 (市立高等学校・中等教育学校)	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育課	平成25年4月1日 令和4年4月1日	市立高等学校・中等教育学校教育職員の公務災害及び通勤災害に伴う認定請求、療養補償事務。	市立高等学校・中等教育学校教育職員	○	○	○	○	○	○	
叙勲事務 (市立高等学校・中等教育学校)	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育課	平成25年4月1日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校で教育職員として勤務経験のある者について、教育の振興に関し、特に功績顕著なものの功労をたたえ表彰する。	学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著であること。原則として校長経験者。	○	○			○		
市立高等学校・中等教育学校教職員等管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育課	平成25年4月1日 令和6年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校教職員等の採用、退職、休職等任免その他の身体に関する事務を行う他、異動、昇給歴、資格等を記録、保管するとともに、当初人事異動こともなう調整、書類等を作成し、必要に応じて県教委に提出をする。	市立高等学校及び中等教育学校教職員等	○	○	○	○	○	○	○
市立高等学校・中等教育学校教職員等服務監督事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育課	平成25年4月1日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校教職員等に関する各休暇・研修等の承認、勤務状況の把握、それに伴う措置に関する事務、さいたま市教職員健康審査会実施に伴う手続き等、サービスを監督。	市立高等学校及び中等教育学校教職員等	○	○		○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
非常勤講師・臨時教職員の雇用管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課	平成25年4月1日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校で教科・科目の授業等を行う非常勤講師及び臨時職員を雇用・管理するもの。	市立高等学校及び中等教育学校に勤務する非常勤講師等	○	○	○	○	○		
高等学校等就学支援金事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課	平成26年4月1日 令和4年4月1日	高等学校等就学支援金に係る申請受付事務。認定事務は県で行うため、受付後申請書及び添付書類（所得関係）は埼玉県に提出する。	市立高等学校及び中等教育学校の生徒及びその保護者	○	○	○		○		
市立高等学校・中等教育学校生徒学籍・成績管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学校教育法施行規則に基づき、市立高等学校及び中等教育学校に在籍する生徒の指導要録を作成する。また、調査書、在学証明書、卒業証明書など、必要な証明書類を作成し、発行を行う。	市立高等学校及び中等教育学校に在籍している、または在籍していた生徒及び当該生徒の保護者	○	○		○	○	○	
市立浦和中学校入学者選抜業務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課	平成18年11月17日	市立浦和中学校へ入学を志願する受験生に対し、「入学者選抜」を実施する。	市立浦和中学校の受験者	○	○		○			
市立大宮国際中等教育学校入学者選抜業務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課	平成30年11月21日 令和5年4月1日	市立大宮国際中等教育学校へ入学を志願する受験生に対し、「入学者選抜」を実施する。	市立大宮国際中等教育学校の受験者	○	○		○			
学校医等人事事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日	市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免、報償の支払い及び源泉徴収票の作成に関する事務	市立学校学校医等	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
児童・生徒健康診断事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学校保健法に基づく児童・生徒の健康診断の実施、並びに健康診断結果の管理及び診断結果に基づく指導を行う。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立学校児童生徒	○	○		○		○	
就学時健康診断事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	学校保健法に基づき、翌年度小学校入学予定者へ健康診断を実施し、疾病等があった場合は、治療等を行なうよう保護者へ通知する。	市立小学校入学予定者	○			○	○	○	
健康状況調査事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	感染症発生時の児童生徒の罹患状況の調査を行う。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立学校児童生徒	○	○		○	○	○	
災害共済給付事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付にかかる契約の更新及び共済掛金の徴収を行う。また、給付金の請求及び保護者への給付金の支払いに関する事務	市立学校児童生徒	○	○	○	○	○	○	○
審査会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日	むし歯予防画冊ポスターコンクール等、市の実施する審査会の運営に関する事務	審査会委員	○	○	○				
国・県等審査会等委員推薦事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日	学校歯科保健優良校コンクール等、国・県等で実施する審査会等の委員の推薦に関する事務	委員の被推薦者	○	○					

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
研修会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日	保健室相談活動研修会等の、養護教諭、保健主事、養護担当職員、学校栄養職員、給食主任及び給食調理員等を対象とした研修会の運営に関する事務	保健室相談活動研修会等講師	○	○	○				
学校給食安全・衛生管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	学校給食に係る人員の健康状態を把握し、学校給食の安全・衛生管理の徹底を図る。	学校栄養職員・調理員・調理業務委託従事員	○					○	
学校災害救済事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	市立小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、学校管理下で事故等が発生した場合に、学校災害救済給付金条例に基づく見舞金の給付を行う。	市立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒	○	○	○	○		○	
学校給食センター運営委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 おいし給食サポート課	平成17年4月1日 令和6年4月1日	さいたま市立学校給食センター条例に基づき設置された運営委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員会は、給食センターの運営に関する重要事項を調査審議する。	学校給食センター運営委員会委員（医師、学校薬剤師、教職員、保護者）	○	○	○				
学校給食事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 おいし給食サポート課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	学校給食を実施するため、学校給食法に基づき、市立学校に在籍する児童生徒の保護者等（学校給食費負担者）の申込に対し、当該学校給食費負担者の学校給食費の決定、変更、徴収等を行い、必要に応じて学校給食費の納付額を関係機関に提供する。また、学校給食用物資納入業者登録事務のため、業務経歴書等を添付書類とし、学校給食用物資の品質、安定的な供給を確保する。	児童・生徒及び保護者、学校の職員、その他学校給食の提供を受ける者、学校給食用物資納入業者	○	○	○		○	○	
教育研究所運営委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	平成13年5月1日 令和4年11月18日	教育研究所の運営に関する重要事項について審議する。	委員	○	○	○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
学校情報メール配信システム事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	平成24年2月1日 平成24年9月14日	市立小・中・特別支援学校の児童生徒の安心・安全のために、各学校が広く迅速に知らせることが必要と判断する災害・犯罪・不審者情報等を、配信を希望する保護者や地域のボランティア等の携帯電話等に電子メールで電信を行う。	利用登録者（保護者・ボランティア・教職員等）	○	○			○		
学習状況調査事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	平成17年10月17日 令和5年4月1日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17項に基づき、児童生徒の学力や生活習慣等の状況を継続的、多面的に把握・分析し、調査結果に基づく指導を行うために、学習状況調査を実施する。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立小・中・中等教育・特別支援学校の児童生徒	○	○			○		
教職員研修事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	平成13年5月1日	本市教育の一層の充実を目指し、多様な教育課題に適切に対応する資質・能力を高めるため、大学教授等を招へるなどして、教職員を対象とした研修会を実施する。	研修会講師	○	○	○				
学校図書館管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	平成13年5月1日 令和6年4月1日	図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、児童生徒に貸出交付する。児童生徒の利用に供することによって、健全な教養を育成する。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	○	○			○		
大学生等を対象とした講座の実施事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	平成30年6月11日 令和4年4月1日	さいたま市の教員を目指す大学生、短期大学生、大学院生、教員採用選考試験受験者及び臨時聘用教員登録者を対象とした研修講座を実施するために、希望者の募集、選抜を行い、その結果を本人に通知する。また、受講者に講座に関する事務連絡を行う。収集した情報は、教職員人事課と共有する。	講座受講希望者及び受講者	○	○			○	○	
家庭学習のための通信機器貸出事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	令和3年8月25日	児童生徒の家庭学習を進めるにあたり、市立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校に在籍し、家庭にインターネット環境のない児童生徒に、オンラインを活用した家庭学習を行うための通信機器を貸し出すことで、児童生徒の家庭学習を支援する。収集した申請者の住所・氏名等の情報は、貸し出した機器について、適正な管理を行う等の目的に利用する。	家庭学習者用通信機器貸出の申請者及びその児童生徒	○	○			○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
教職員研修受講履歴管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	令和4年6月1日 令和6年4月1日	教職員の主体的な学び、個別最適な学びの実現に向け、管理職等による教職員との対話に基づく研修受講奨励に資するため、教職員の研修受講履歴を管理する。また、研修教員の研修の受講に当たり、必要な情報を収集し、研修主催者（教職員支援機構、連携大学、研修会講師等）と情報を共有、研修の企画立案に活用する。	市立学校教職員	○	○	○		○		
校務支援システム・スクールダッシュボード事業事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	令和5年4月1日 令和6年4月1日	市立各学校に導入する校務支援システムの運用及びスクールダッシュボード事業の開発・運用を通して、市立学校内で扱う教育データを収集、分析、可視化し、学校では、児童・生徒の学習支援及び生活支援並びに教職員の校務支援を行う。また、教育データを教育委員会内で共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立小・中・中等教育・特別支援学校の児童生徒及び教職員	○	○		○	○	○	
スクールダッシュボード問い合わせ等対応業務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 教育研究所	令和5年12月1日 令和6年3月18日	スクールダッシュボードに関する市民・保護者・児童生徒からの直接の問い合わせに対し、電話、メール、専用フォーム等において、必要な情報を収集する。また、児童生徒・保護者からスクールダッシュボードにおける非表示等の対応を行う際に、記入してもらう申込書において必要な情報を収集する。収集した意見や情報は、教育委員会事務局、関係学校と共有し、意見・要望・非表示等への対応を行うとともに、「校務支援システム・スクールダッシュボード事業」の運用改善に生かす。	スクールダッシュボード広報用ホームページ閲覧者 市立学校に在籍する児童生徒・保護者	○				○		
館岩少年自然の家利用許可事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 館岩少年自然の家	平成13年5月1日 平成30年4月1日	館岩少年自然の家を利用する学校団体及び社会教育団体等に対して利用申請書等を受け付け、利用許可書を発行するもの。	館岩少年自然の家の利用者	○				○	○	
館岩少年自然の家主催事業開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 館岩少年自然の家	平成13年5月1日	館岩少年自然の家において、児童生徒又は児童生徒を含む家族を参加者とする自然体験活動を開催するもの。	主催事業の参加者	○	○		○			
自然の教室受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部 館岩少年自然の家	平成13年5月1日	市立小・中学校が教育課程に基づく学習活動として実施する「自然の教室」を受け入れるもの。	自然の教室に参加する市立小・中学校の児童生徒	○	○		○			

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
学習情報の収集・提供 事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学 習振興課	平成13年5月1日 平成27年2月1日	生涯学習関連情報を収集し、市民に提供する。また、市民からの学習相談に活用し、利用者からの講座の申込等を受け付け、利用者、講師、担当者に必要な事務連絡を行う。	学習活動の指導者、講師、ボランティア、生涯学習活動団体の代表者・担当者、利用者	○	○		○	○		
生涯学習講座事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学 習振興課	平成13年5月1日 平成24年1月1日	生涯学習講座を開催し、生涯学習の推進を図る。	生涯学習講座受講者、応募者	○				○		
社会教育団体育成奨励 事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学 習振興課	平成13年5月1日	社会教育団体の育成奨励を図るため。	社会教育団体の構成員・会員	○				○		
さいたま市社会教育委 員会議運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学 習振興課	平成13年5月1日 平成25年8月1日	さいたま市社会教育委員設置条例に基づき設置された社会教育委員会議を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	社会教育委員及び委員公募 応募者	○	○	○	○	○		
名義後援承認事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学 習振興課	平成13年5月1日 平成24年3月1日	文化団体等の活動を奨励し、市民の文化活動への意識を喚起する為、名義後援及び教育長賞の下付等を行う。	申請団体の代表者及び役員・構成員	○	○			○		
文学活動推進事業	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学 習振興課	平成13年5月1日 令和3年5月1日	市民の文学活動の充実に資するため、「現代短歌新人賞」、「さいたま子ども短歌賞」、「さいたま短歌フォーラム」の実施を通して、本市にゆかりのある短歌文学の振興を図る。	新人賞選考委員・受賞者・有識者、子ども短歌賞選考委員・入賞者・作品集執筆者、フォーラム出演者	○	○	○	○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
生涯学習調査事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	平成13年5月1日 平成24年4月1日	生涯学習を総合的に推進するため、市民及び団体等を対象とした調査を行う。	市民、各種団体等	○					○	
チャレンジスクールボランティアの募集事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	平成24年2月1日 平成26年4月1日	チャレンジスクールにおけるボランティアを募集し、各実行委員会とマッチングを行う。併せて、登録したボランティアの実績管理を行う事務。	ボランティア登録を行った市民等	○	○	○	○	○		
会計年度任用職員の採用、報酬、保険等事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	平成20年4月1日 令和2年4月1日	会計年度任用職員の採用に関する情報収集、任用者への報酬の支給、社会保険、労働保険の加入・脱退手続及び掛け金の徴収	学校地域連携コーディネーター（会計年度任用職員）	○	○	○	○	○	○	
「自分発見！」チャレンジさいたま運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	平成20年7月1日	チャレンジさいたま事業の一環として、浦和レッズの選手との交流事業を実施するため、参加希望者の住所等を把握するもの	交流事業参加希望者	○						
チャレンジスクール運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	平成27年4月1日	チャレンジスクールにおける代表者の氏名、連絡先を把握することにより、事務を円滑かつ効率的に進めるためのデータとして使用する。	チャレンジスクール教室コーディネーター（代表者）	○						
学校運営協議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	令和1年5月15日 令和4年4月1日	学校運営協議会を運営するため、委員の情報の収集を行う。収集した情報をもとに、報酬支払や事務連絡等を行う。	さいたま市学校運営協議会委員	○	○	○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供	
					一般的取扱情報					要配慮		
					基本	経歴	経済	心身	生活			
「自分発見！」チャレンジupさいたまボランティア活動賞授賞事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	令和1年6月6日	「自分発見！」チャレンジ up さいたま事業の一環として、「ボランティア活動賞」を授賞する。	ボランティア活動賞受賞申請者	○	○						
教育委員会感謝状贈呈事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	平成30年8月1日	学校の教育活動等の充実及び発展に寄与し、多年にわたり活動を行っているものに対し感謝状を贈呈するため、被贈呈者の名前や年齢等を把握するもの。	学校から推薦があった被贈呈者	○	○						
さいたま市人権教育推進協議会委員事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 人権教育推進室	平成13年5月1日 平成30年4月1日	さいたま市人権教育推進協議会委員等を委嘱し、さいたま市における人権教育の推進及び充実を図る。	委員及び部会の構成員	○	○	○					
人権教育事業等実施事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 人権教育推進室	平成13年5月1日 平成30年4月1日	人権教育事業等実施における講師・委員の依頼、参加者の募集等の企画、運営を行う。	講師・委員・参加者	○	○	○		○			
会計年度任用職員の採用、報酬、保険等事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 人権教育推進室	平成13年5月1日 令和2年4月1日	会計年度任用職員の採用に関する情報収集、任用者への報酬の支給、社会保険、労働保険の加入・脱退手続及び掛け金の徴収	人権教育集会所館長及び指導員（会計年度任用職員）	○	○	○	○	○	○		
文化財保存及び管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護課	平成13年5月1日	文化財の保存・管理に必要な諸手続きについて受理、回答などを行うため。また、国・県指定文化財については、関係届出書類などを国及び県に提出するため。	文化財の所有者・管理者	○				○			○

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
発掘届受理等事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財 保護課	平成13年5月1日	埋蔵文化財の保護に係る発掘調査などに伴う諸手続きについて受理、回答などを行うため。また、発掘届などの届出を、国及び県などを行うため。	届出者	○	○	○				
文化財保護審議会事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財 保護課	平成13年5月1日	文化財の保存及び活用に関する調査審議などを行うさいたま市文化財保護審議会の委員を委嘱し、その運営を行うため。	さいたま市文化財保護審議会委員	○	○					
開発行為等調整事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財 保護課	平成13年5月1日	開発行為等の事前協議申請の受理、回答などを行うため。	開発行為等の申請者	○						
文化財保存事業補助金事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財 保護課	平成13年5月1日	文化財保存事業に関する補助金を交付する際に、必要な諸手続きについて受理などを行うため。また、国・県指定文化財については、関係書類などを国及び県に提出するため。	指定文化財の所有者・管理者	○		○		○		
文化財啓発事業事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財 保護課	平成13年5月1日	文化財の啓発を目的とした、講座や展示の実施に関して、連絡などの業務を行うため	参加者	○						
市指定文化財の指定及び解除事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財 保護課	平成13年5月1日	市指定文化財の指定及び解除について、必要な諸事務（台帳整備など）を行うため。	市指定文化財所有者及び管理者	○				○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市文化財保存 活用地域計画策定協議 会委員運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財 保護課	令和3年5月1日	文化財保護法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の策定にあたり、文化財保存活用地域計画策定協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。委員の一部は市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前等を公表し、名簿は総務課へ報告する。	策定協議会委員及び委員公 募応募者	○	○	○		○		
用地取得・補償事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財 保護課	平成28年4月1日	国指定史跡「真福寺貝塚」の保存活用整備事業における用地取得等にあたって、事業用地面積の確定後、登記手続きに必要な図面、土地・物件に対する補償、営業補償等に係る補償額算定資料等を作成し、事業用地の取得等を行うもの。	遺跡内の権利者	○	○	○		○		
青少年宇宙科学館運営 委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 青少年 宇宙科学館	平成13年5月1日	科学館の運営に関する重要事項について審議し、科学教育の振興に寄与する	審議会委員	○	○					
青少年宇宙科学館各種 教室・講座開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 青少年 宇宙科学館	平成13年5月1日 令和5年7月7日	科学に関する講座、講演会等を開催し、科学教育の振興を図る	参加者・講師	○						
宇宙科学館青少年ホー ル等利用受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 青少年 宇宙科学館	平成13年5月1日 令和3年4月1日	青少年ホール等の貸出に伴う受付及び許可	利用申請者	○				○		
博物館実習生受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 青少年 宇宙科学館	平成15年4月1日 令和3年4月1日	博物館実習生の受入事務を適切に行うことを目的とする。	博物館実習申込者	○	○			○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
博物館講座などの開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 博物館	平成13年5月1日 平成13年5月1日	市の歴史や文化に関する情報を広く市民に提供するための講座などを開催し、参加者の募集・受付をすること。また講師やボランティアの選定・依頼などを行うこと。	講座などの参加者、講師	○	○	○				
博物館協議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 博物館	平成13年5月1日	博物館法に基づき設置した、さいたま市博物館協議会の委員を委嘱し、運営すること。	博物館協議会委員	○	○	○				
博物館資料管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 博物館	平成13年5月1日	博物館条例施行規則に基づく資料の館内、館外利用、寄贈及び、寄託の申請に係わる事務を適正に行うことを目的とする。	資料の館内、館外利用、寄贈及び、寄託の申請者	○						
博物館施設利用管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 博物館	平成13年5月1日	博物館条例施行規則に基づく展示室等の利用及び、利用変更の申請に係わる事務を適正に行うことを目的とする。	展示室等の利用及び、利用変更の申請者	○						
博物館実習生受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 博物館	平成13年5月1日	博物館実習生の受入事務を適正に行うことを目的とする。	博物館実習申込者	○	○		○			
さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 博物館	令和5年4月1日	さいたま市立与野本町小学校複合施設の運営に当たり、共用部の利用及び管理に必要な事項についての意見を聴取し、複合施設の運営へ反映することを目的とした協議会の事務。	協議会委員、公募応募者	○	○					

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
美術家調査事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館	平成13年5月1日 令和5年7月7日	地域にゆかりのある美術家の情報を収集し、その活動状況を美術館に設置する端末で検索できるようにする。	地域にゆかりのある美術家	○	○					
さいたま市美術品等選考評価委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館	平成13年5月1日 平成26年4月1日	さいたま市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されたさいたま市美術品等選考評価委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な連絡等を行う。	さいたま市美術品等選考評価委員会委員	○	○	○				
うらわ美術館協議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館	平成13年5月1日 平成23年4月1日	うらわ美術館条例に基づき設置されたうらわ美術館協議会委員を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。	うらわ美術館協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○	○			
うらわ美術館施設等利用事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館	平成15年4月1日	うらわ美術館条例等に基づく施設等の利用に係る事務を適正に行う。また、施設等の利用を希望する者から利用申込を受け付け、施設等の利用を希望する者へ事務連絡等を行う。	施設等の利用を希望する者	○						
講座・ワークショップ等開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館	平成13年5月1日	うらわ美術館において各種講座・ワークショップ等を開催するため、参加希望者等を募集、抽選を行い、その結果を本人に通知する。また、講師等を選定、依頼し、事務連絡を行う。	講座・ワークショップ等の参加者及び講師等	○	○	○	○	○		
博物館実習実施事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館	平成24年4月1日	うらわ美術館において博物館実習を実施するため、実習希望者を募集、審査の上、選考結果を本人等へ通知する。また、実習生に事務連絡等を行う。	申請者	○	○		○			

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
土地境界確認事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 平成29年12月20日	公民館と隣地との土地の境界確認	境界確認申請者	○		○				
生涯学習総合センター・公民館利用事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 平成31年3月18日	生涯学習総合センター・公民館の施設の利用申し込みの受付、許可を行う。また、団体への入会希望者に対して、連絡先等を提供する。	生涯学習総合センター・公民館の利用申請者、利用団体の代表者、連絡先担当者及び指導者	○	○			○		
生涯学習総合センター・公民館主催事業	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	昭和54年10月1日 令和3年5月1日	時代に対応した生涯学習及び致政市にふさわしい事業の実施を目的とする。各種講座やイベントの参加者申込み、講師登録等の事務、生涯学習団体紹介事務。	講座講師、運営関係者、参加者及びその家族	○	○	○				
さいたま市公民館運営審議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 令和3年5月1日	社会教育法に基づき設置された公民館運営審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。会議は公開とする。委員の一部は市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	公民館運営審議会委員	○	○	○	○	○		
新設公民館用地情報収集事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日	新設する公民館の建設予定候補地の情報を収集し、公民館施設整備計画の実施の参考とする。	建設予定候補地所有者	○		○				
さいたま市民大学運営委員会	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 令和3年5月1日	市民大学を効果的に実施するため、講座の企画・運営にあたる委員会を設置し、その運営を行う。	運営委員会、カリキュラム委員会	○	○	○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
会計年度任用職員事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 令和2年4月1日	公民館会計年度任用職員の任用事務、任用後の報酬等支払、社会保険、労働保険手続き等を行うため。	地区公民館長、社会教育指導員	○	○	○	○	○		
公民館拾得物件等管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日	公民館内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する。また、遺失物の問合せ対応を行う。	物件の拾得者及び遺失者	○						
公民館登録要件確認事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	令和4年7月1日	施設貸出を行う際、利用が適切に行われているか確認するため、利用団体に対して、利用の都度、利用者名簿の提出を求める。	生涯学習総合センター施設の貸出を受けて利用する者	○						
さいたま市図書館協議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 管理課	平成13年11月1日 平成26年8月29日	図書館運営に関して、学識経験者・教育団体の代表者等から広く意見を募るため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。会議は公開とする。協議会の開催、他市の図書館視察等を実施している。名簿は公表し、総務課及び秘書課へ報告する。	協議会委員	○	○	○		○		
名義後援承認事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 管理課	令和1年5月7日	さいたま市図書館の文化施設で活動する文化団体等が主催する各種行事への市民等の参加意欲を喚起する為、名義後援を行う。	申請団体の代表者及び役員・構成員	○				○		
大西民子著作権収入業務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 管理課	平成13年5月1日	さいたま市が有する行政財産である大西民子氏の作品及び著作権利用に係る交渉及び使用許可書の発行、使用料の交渉及び収受、その他これに附帯する業務。	利用申請者及び利用団体の代表者	○						

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
図書館講座等開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課	平成13年5月1日 平成29年5月20日	講座等の参加者を把握するため、予約受付、抽選等を行い、結果を申込者に連絡する。また、講師を選定、依頼し、事務連絡を行う。講座等の記録を取り公開する。	申込者・講師	○	○	○	○	○		
図書館ボランティア事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課	平成13年5月1日 平成26年8月29日	希望者についてボランティア登録を行い、図書館ボランティアグループ運営のための会員名簿を作成し、必要な事務連絡を行う。ボランティアグループは、図書館サービスの向上を図るために必要な活動をする。	登録者	○				○		
図書館実習生受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	図書館実習生を受け入れ、指導管理（ガイダンスの実施・実地指導等）を行い、結果を所属元に報告する。	登録者	○	○			○		
インターネット利用受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課	平成13年5月1日 平成19年11月1日	図書館内のインターネット端末利用者を把握するため受付を行う。	インターネット利用申込者	○						
図書館資料利用事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	資料に関する相談・調査、障害者には資料の郵送、対面朗読等のサービスを提供する。資料の貸出希望者について登録を行い、資料の貸出、貸出予約の受付及び返却遅延者に対する督促を行う。資料の寄贈も受け入れる。	登録者・申請代行者・来館者	○	○			○	○	○
さいたま市子ども読書活動推進会議運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課	令和2年4月1日	さいたま市子ども読書活動推進計画の策定に関して、学識経験者・教育団体の代表者等から広く意見を募るため、委員を委嘱し又は任命し、協議会を開催する。報酬を支払い、必要な事務連絡を行う。会議は公開とする。名簿は総務課へ提出する。	さいたま市子ども読書活動推進会議委員	○	○	○	○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
図書館拾得物管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課	平成13年5月1日	図書館内における拾得物件及び遺失物等の適正な管理を行うことを目的とする。拾得物件の受付のほか、所轄警察署への届出、問い合わせへの対応、落し主への連絡及び返還を行う。	物件の拾得者及び遺失者	○						
図書館内作品展示事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 北浦和図書館	平成13年5月1日 平成27年1月13日	市民参加を促進し、交流を深めるため、館内に展示（掲示）する作品等を募集する。応募作品の受付及び記録を行い、必要な事務連絡を行う。応募された作品は、館内に展示する。	申込者	○				○		
文化施設利用受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 与野図書館	平成13年5月1日 令和3年4月1日	文化施設（会議室等）の使用に関し、受付、許可及び使用料の減免に係る事務を行う。	文化施設利用許可団体	○	○				○	
視聴覚ライブラリー利用受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 北図書館	平成13年5月1日 令和6年3月7日	視聴覚教材・教具の貸出など、視聴覚ライブラリーのサービスを提供するため、申込みを受け付け、必要な事務連絡を行うもの。	申込団体の代表者及び担当者	○	○				○	
視聴覚ライブラリー映写技術認定業務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 北図書館	平成13年5月1日 令和6年3月7日	市内に在住・在勤・在学者を対象に16ミリ映写機操作技術講習会を開催するため、講師に依頼し、希望者を募集、抽選して結果を本人に通知する。講習会終了後、修了証を交付する。また必要に応じ、再発行する。講師に謝金を支払い、必要な事務連絡をする。	16ミリ映写技術講習会受講者及び講師	○	○	○				
視聴覚ライブラリー運営委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館 北図書館	平成13年5月1日 令和5年3月3日	さいたま市立視聴覚ライブラリー条例に基づき設置された視聴覚ライブラリー運営委員会を適正に運営するため、加入団体より推薦を受けた者について委嘱し、報酬を支払い、必要な事務連絡をする。委嘱された委員については名前と所属団体名を公表し、名簿1課総務課へ提出する。	視聴覚ライブラリー運営委員 員会員	○	○	○			○	